

# 法人会・間税会・会員各位

実施まであと半年

消費税 10%  
軽減税率制度  
実施

## 関東信越国税局消費税課長講演会

本年はいよいよ消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。

そこで村上法人会・村上間税会では、関東信越国税局消費税課長に消費税等に関するご講演をお願いしたところ、快くお引き受け頂きました。

時節柄ご多用のこととは存じますが、この機会に皆様方の多数のご参加を頂き、理解を深めて頂きたいと思っております。

1. 日 時 平成31年3月25日（月） 午後3時～4時
2. 会 場 マナボーテ（村上市生涯学習推進センター）2階（田端町4番1号）

演 題 「消費課税を巡る課題について」

講 師 関東信越国税局 消費税課長

藤井 誠（ふじい まこと）様

なお、受講された方には、「受講証明書」が税務署に提出されます。

（定員70名になり次第締め切らせていただきます。）

申込先 村上法人会 FAX 50-1872 TEL 50-1871

（申込み〆切 3月8日（金））

受 講 申 込 書

法人名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_